東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付要綱

制定　令和 6 年 4 月 30 日付 6 生総企第 51 号

（目的）

第 1 条　この要綱は、東京都フリースクール等利用者等支援事業実施要綱（令和 6 年 4 月 30 日付 6 生総企第 50 号）第 3 条第 1 項に定めるフリースクール等利用者支援事業（以下「本事業」という。）における助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（意義）

第 2 条　この要綱における用語の意義は次に定めるところによる。

1　学校

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。

2　児童生徒

学校教育法第 18 条に規定する学齢児童又は学齢生徒であって、第 6 条に定める助成対象期間に都内に住所を有する者（都内区市町村において対象者に関する事項が住民基本台帳に記載されている者）をいう。

3　不登校の児童生徒

前項に定める児童生徒のうち、欠席日数にかかわらず、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、出席しない又はすることができない状況にある者

4　保護者

次の各号のいずれかに規定する者であって、第 6 条に定める助成対象期間に都内に住所を有する者（都内区市町村において対象者に関する事項が住民基本台帳に記載されている者）をいう。

（1）児童生徒の親権者

（2）児童生徒に親権者がいない場合には、児童生徒の未成年後見人

（3）児童生徒の親権者及び未成年後見人が存在しない場合は、以下のいずれかの者

a　児童生徒を地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 9 号及び第 292 条第 1 項第 9 号の扶養親族としている者

b　児童生徒を健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 7 項の被扶養者としている者

c　児童生徒に係るひとり親家庭等医療費助成制度に基づく医療証を有する者

d　児童生徒に係る児童扶養手当証書を有する者

（4）児童生徒の親権者又は未成年後見人が存在するが、フリースクール等の利用料を負担することが困難な場合は、主たる生計維持者

5　利用料

フリースクール等から定期的又は利用の都度請求される料金のうち、不登校の児童生徒に対する支援の提供に係る対価のことをいい、入会金のほか利用料とは別に請求される料金は

含まない。

（助成対象者）

第３条　助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、不登校の児童生徒（以下本条において「申請児童生徒」という。）の保護者であって、以下の要件を全て満たす者とする。

（１）申請児童生徒が、原則として学校の課業時間に、次条に定める施設（以下「フリースクール等」という。）に通所している者

（２）申請児童生徒の通うフリースクール等の利用料を負担している者

（３）申請児童生徒の在籍する学校（以下「在籍校」という。）と日常的に連絡をとることができる者

（４）在籍校（管轄の教育委員会を含む。）に対して、助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）及び申請児童生徒に係る申請、助成金の交付に係る情報を提供することを承諾する者

（５）東京都フリースクール等利用者支援事業助成金フリースクール等への通所状況等報告書（第 11 号様式）の内容について、在籍校がフリースクール等に確認することを承諾する者

（６）過去３年以内に、国・都道府県・区市町村等から、第 15 条（２）、（３）又は（４）に類する理由で助成事業の交付決定の取消し等を受けていないこと。

２　前項第３号の規定について、助成対象者以外の者であって、申請児童生徒と同居する者が同号の要件を満たす場合には、交付申請時にその者を申告することによって、同号に規定する者とみなす。

３　前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。

（１）過去３年以内に、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたと認められた者

（２）前号に掲げる者のほか、東京都知事（以下「知事」という。） が助成対象者とすることが適当でないと認める者

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、知事は、特別の事情により、特に必要と認める者を助成対象者にすることができる。ただし、前項各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

（フリースクール等）

第４条　本事業におけるフリースクール等は、次に掲げる全ての事項に該当する民設・民営の通所型施設（法令等により設置・認可等がされている施設を除く。）とする。

（１）不登校の児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的として、活動している施設

（２）児童生徒の健全育成を図っている施設

（３）不登校の児童生徒の在籍する学校及び在籍する学校が公立学校である場合にあっては、管轄の教育委員会との連携・協力体制が構築できる施設

（４）不登校の児童生徒の毎月の通所状況や活動内容等を、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金フリースクール等への通所状況等報告書（第 11 号様式）により、当該児童生徒が在籍する学校に報告することができる施設
（５）原則として週１日以上、学校の課業時間に開所している施設
（６）保護者等に対して、ホームページ等を通じて運営状況や料金体系を明らかにするなど適切に情報提供を行っている施設
（７）利用する児童生徒が施設運営者の親族（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する者。）のみを利用対象としておらず、かつ、当該施設において、施設運営者の親族以外の児童生徒の通所がある施設
（８）本事業の実施に必要な範囲において、東京都によるヒアリング及び現地確認を承諾する施設
（９）政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していない施設
（10）施設の運営主体が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でない施設
（11）施設の運営主体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいない施設

（助成対象経費）
第５条　助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者がフリースクール等に支出する利用料とする。ただし、複数のフリースクール等に通所している場合は、それぞれに支出する利用料の合計額を助成対象経費とすることができる。

（助成対象期間）
第６条　助成対象期間は、フリースクール等への通所を開始又は開始見込月（通所の開始が申請年度以前である場合には、当該年度の４月）からフリースクール等への通所を終了する月（通所の終了が翌年度以降となる見込みである場合には、当該年度の３月）までとする。

（助成金の額）
第７条　一月当たりの助成金の額は、一月当たりの助成対象経費の額から本事業以外で得た一月当たりの助成対象経費に係る助成金等の額を減じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、２万円を上限とする。
２　助成金の額は、前項の金額に助成対象月数を乗じた額とする。
３　この助成金は予算の範囲内において交付する。

（助成金の交付申請）
第８条　交付申請者は、次に掲げる各号の書類に関係書類を添えて、知事に対し助成金の交付を申請するものとする。

（１）東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付申請書（第１号様式）
（２）東京都フリースクール等利用者支援事業助成金に係る確認書（フリースクール等用）（第２号様式）
２　助成金の交付申請は、別に定める交付申請期間に行わなければならない。

（助成金の交付決定）
第９条　知事は、前条による助成金の交付申請を受けたときは、その内容の審査を行い、交付の可否を決定する。なお、知事は、審査に必要な限りにおいて、在籍校（管轄の教育委員会を含む。）及び申請児童生徒が通所するフリースクール等に対し、申請内容に関する確認を行うことができる。
２　知事は、申請内容に関する審査を行うため、検討委員会を設置する。なお、検討委員会については、別途定めるものとする。
３　知事は、第１項及び第２項の審査により助成金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）には、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付決定通知書（第３号様式）により、不交付を決定した者には、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金不交付決定通知書（第４号様式）により、交付申請者に通知する。

（申請の撤回）
第 10 条　知事は、助成金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から 14 日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。
２　交付決定者は、前項により申請を撤回しようとするときは、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付申請撤回届出書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。
３　交付決定者から申請の撤回があった場合は、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（内容の変更等）
第 11 条　交付決定者は、交付申請の内容に変更が生じた場合には、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金変更承認申請書（第６号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、当該変更が軽微な変更であると認められる場合には、この限りでない。
２　前項の変更承認申請は、原則として変更事由が生じた月の翌月 15 日までに行わなければならない。ただし、３月に変更事由が生じた場合には、原則として３月 15 日までに申請を行わなければならない。
３　知事は、第１項の変更承認申請を受けたときは、その内容の審査を行い、変更承認の可否を決定する。変更を承認した者には、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金変更承認通知書（第７号様式）により、変更を承認しなかった者には、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金変更不承認通知書（第８号様式）により、変更承認申請者に通知する。

なお、知事は、審査に必要な限りにおいて、在籍校（管轄の教育委員会を含む。）及び通所するフリースクール等に対し、申請内容に関する確認を行うことができる。

（助成の廃止）

第 12 条　交付決定者は、第３条に定める助成対象者の要件を満たさなくなった場合には、速やかに東京都フリースクール等利用者支援事業助成金廃止届出書（第９号様式）を知事に提出しなければならない。

（利用状況実績報告）

第 13 条　交付決定者は、次項で定める期間ごとに東京都フリースクール等利用者支援事業助成金利用状況実績報告書（第 10 号様式）及び東京都フリースクール等利用者支援事業助成金フリースクール等への通所状況等報告書（第 11 号様式）に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

２　前項で定める提出書類の期間は次のとおりとする。なお、それぞれの提出期日は、別に定める。

（１）第１四半期（４月１日から６月 30 日まで）

（２）第２四半期（７月１日から９月 30 日まで）

（３）第３四半期（10 月１日から 12 月 31 日まで）

（４）第４四半期（翌年１月１日から３月 31 日まで）

（助成金の額の確定）

第 14 条　知事は、前条に定める実績報告の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金助成金額確定通知書（第 12 号様式）により、交付決定者に通知する。

２　利用状況報告を提出した者のうち、一月に一度も通所実績が確認できない月が含まれる場合については、原則として当該月分について交付すべき助成金の額がないものとして確定し、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金助成金額確定通知書（第 12 号様式）により、交付決定者に通知する。ただし、第 13 条に規定する関係書類が提出された場合における助成金の額の確定については、別に定める。

（交付決定の取消し）

第 15 条　知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）第３条に定める助成対象者の要件を満たさなくなったとき

（２）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

（３）助成金を他の用途に使用したとき

（４）助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は第 22 条の規則に基づ

く命令に違反したとき

（５）その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき

２　知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付決定取消通知書（第 13 号様式）により、交付決定者に通知する。

３　第１項の規定は、前条により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用する。

（助成金の返還）

第 16 条　知事は、前条により助成金の交付を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　交付決定者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第 17 条　交付決定者は、第 15 条第１項（２）から（４）までの規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　交付決定者は、助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10 .95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

３　前二項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第 18 条　助成金が２回以上に分けて交付されている場合における前条第１項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

２ 前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 19 条　第 17 条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の

計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（書類等の整理保管）

第 20 条　交付決定者は、交付を受けた助成金についての証拠書類を整理し、助成を受けた年度の終了後、5 年間保管しなければならない。

（個人情報の適切な管理）

第 21 条　知事は、本事業の実施に当たって、取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　知事は、本事業に係る事務を委託しようとする場合は、委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じさせなければならない。

3　知事は、受託者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

4　知事は、この要綱の施行に必要な限度において、受託者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な指導、助言をすることができる。

5　知事は、受託者がこの要綱に定める個人情報の保護に関する規定等に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（その他）

第 22 条　この助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるところによる。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附則（令和 6 年 6 月 13 日付 6 生総企第 128 号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年 6 月 14 日から適用する。

附則（令和 7 年 3 月 31 日付 6 生総企第 532 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月の利用料に係る助成金に関することについては、なお従前の例による。

附則（令和 8 年 3 月 26 日付 7 生私連第 350 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月の利用料に係る助成金に関することについては、なお従前の例による。

附則（令和 8 年 10 月 23 日付 8 生私連第 316 号）

この要綱は、令和８年 12 月１日から施行する。ただし、同日前に行われた交付申請については、なお従前の例による。